

「川崎市総合計画」第2期実施計画 総括評価結果に対する市民意見募集の結果について

川崎市では、令和4年8月末に「川崎市総合計画」第2期実施計画（平成30年度～令和3年度）の総括評価結果を公表し、市民の皆様から御意見を募集しました。

この度、その結果を取りまとめましたので、御報告します。

1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間

令和4年8月25日（木）～令和4年9月30日（金）

(2) 意見の提出方法

本市ホームページ意見募集フォーム、FAX、郵送、持参

(3) 募集の周知方法

ア 本市ホームページ

イ 市政だより（9月1日号）

ウ 募集案内の配架（各区役所市政資料コーナー、各図書館、かわさき情報プラザなど）

エ 電子メール配信（かわさき自治マガジン）

2 結果の概要

意見募集の結果、2通4件の御意見が寄せられました。

主な内容としまして、施策・事務事業の方向性に対する提言などがありました。

【意見募集の結果一覧】

提出数	意見数			
	(1) 施策・事務事業に関するもの	(2) 政策評価の手法に関するもの	(3) その他意見募集の趣旨に沿わないもの	合計
2通	4件	0件	0件	4件

3 意見の要旨及び本市の考え方

(1) 施策・事務事業に関するもの（4件）

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>坂のある公園における「自転車走行禁止（押し歩き）」の方針を「徐行」へ見直していただきたいです。</p> <p>麻生区の檜山公園の様に、かなり急な坂道がある公園で押し歩きをしなければならないのは大変です。重量のある電動自転車の場合や荷物、子どもを乗せている場合は猶更です。危険走行を防止する意図は理解しておりますし、防止してほしいと思いますが、周囲の安全に配慮できる市民が不便を強いられる方法ではないものであってほしいです。</p>	<p>高齢者から子どもまで幅広い年代の市民が利用する公園において、利用者の安全を確保するため、公園内の車両乗り入れについては、川崎市都市公園条例第4条において禁止と定められております。</p> <p>現状においても、下り坂などでスピードを出して走行する自転車利用者も存在することから、公園利用者の安全を優先させる必要があり、徐行を含め、車両の乗り入れを認める見直しは困難と考えております。</p> <p>公園内の安全確保のため、自転車の押し歩きに御理解・御協力いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>自転車の通行を制限するためのバーの幅を少し短く調整していただきたいです。</p> <p>檜山公園の坂道には、通路中央に複数のバーが配置されており、自転車が速度を出しにくくする対策が取られていますが、最近、バーが新しくなってさらに幅が広がり、自転車だけでなく様々な人が通りにくい状態が生まれています。大きめのベビーカーは通れないだろう程度の幅しか通路が空いていないため、頻繁に動かされているほか、バーの脚につまずいて転びかけた高齢の方を見かけたこともあります。</p> <p>バーを無くしてほしい訳ではなく、あった方がよいとは思っていますが、ターゲットではない様々な市民に不便と安全上のリスクが出ているため、バーの幅をもう少し短くしていただきたいです。</p>	<p>公園内の自転車の乗り入れは、条例上禁止となっており、自転車から降りて押し歩きしていただくよう啓発活動等を行っておりますが、なかなか改善が図られないため、公園利用者の安全確保を目的として、北側広場に接する園路にバーを設置しました。</p> <p>しかし、ベビーカーなどが通行しづらいなどの御意見も多数いただいていることから、いただいた御意見も踏まえて、今後、対応を検討していきます。</p>
3	<p>施策 4-7-2「市域の交通網の整備」において、「指標等の成果分析」欄に稗原交差点の最大渋滞長が改善したとありますが、その影響を受けて、接続する稗原公民館交差点が渋滞します。蔵敷交番前交差点と同じく、改良に向けた検討・実施を望みます。</p>	<p>本市では、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会で主要渋滞箇所として選定された交差点（33 か所。事業予定のある交差点及び踏切箇所を除く）及び平成 28 年度調査結果において速度低下により渋滞している交差点（23 箇所。事業予定のある交差点を除く）の合計 56 箇所から、現地調査等により即効的な対策が可能な交差点 4 箇所を抽出し、第 4 次緊急渋滞対策を行っているところです。</p> <p>稗原公民館交差点は、第 4 次緊急渋滞対策に位置づけられておらず、現時点では対策の予定はございません。</p>

		<p>んが、慢性的な渋滞が生じている交差点等の改善は重要であると考えておりますので、今後も、交差点周辺の交通状況について注視していきます。</p>
4	<p>施策 4-7-3「身近な交通環境の整備」について、路線バスの前をゆっくり走る自転車、バス停留所の前後に駐停車する自家用車、路線バス直前の割込み、無理な追越しをするタクシーが散見され、バスの定時運行・アクセス向上に影響が及んでいます。神奈川県警との連携を密にして、ルールやマナー啓発の取組を推進して欲しい。</p>	<p>本市では、交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図り交通事故を未然に防ぐため、警察や関係団体等と連携し、車両運転者、自転車利用者や歩行者に対して、交通安全キャンペーンでの啓発や交通安全教育等、幅広い年代に応じた取組を実施しています。</p> <p>また、「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会変容等を踏まえ、地域交通環境の向上に向けた取組を進めており、その中で、様々な道路整備事業の推進により、路線バスの定時性確保に向けた交通環境の改善を進めるとともに、バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携した利用しやすい交通環境の整備に向けた取組を進めています。</p> <p>今後とも、これらの取組を推進することで、交通事故の防止と交通の円滑化・利便性向上の両輪で取組を推進していきます。</p>

(2) 政策評価の手法に関するもの (0件)

(3) その他意見募集の趣旨に沿わないもの (0件)